

第2033回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年7月9日（木）
午前10時開会
午前10時48分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 石川教育長、櫻井教育長職務代理者、今井委員、神山委員、小野委員、鈴木委員、佐藤副教育長、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、岡島市町村支援部長、平野教育総務部副部長、酒井県立学校人事課長、和泉小中学校人事課管理主幹、松本生涯学習推進課長、遠井県立学校人事課主任管理主事
廣川書記長、高久書記、宮書記、荻野書記、齊藤書記、北澤書記
- 4 会議の主宰者 石川教育長
- 5 会 議
 - (1) 前回議事録の承認
 - 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 石川教育長が、鈴木委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
石川教育長が、第66号議案から第69号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
石川教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 報告事項

令和7年度体罰等の実態把握の結果について

酒井県立学校人事課長（提出理由、調査の趣旨、調査内容、調査対象期間、調査対象、調査方法、調査結果の概要、県教育委員会等の対応について説明）

櫻井教育長職務代理者 年度ごとの体罰等発生件数の推移の表を見させていただきました。平成時代は、体罰が非常に多かったと聞いていますが、この表を見る限り、体罰は発生していますが、教員一人一人の体罰等に関する意識は、年々理解が深まっているだろうなと感じています。体罰と指導というのは非常に難しい分け目だと思います。先日の新聞記事で読みましたが、最近はホワイトハラスメントということで、過剰に部下の人に先回りをして気を遣いすぎてしまって、早く帰っていいよとか、仕事は俺がやるからと言って、あまりやらせず若い人の成長を妨げてしまうことがハラスメントだということがあります。やはり、生徒の成長を促すという意味では、時に厳しい指導も必要な場面もあると思います。体罰と指導のこの狭間みたいなものを、最後に出ているワークシートなどを活用した上で、今後、生徒さん第一で進めていただきたいと思います。

酒井県立学校人事課長 委員から今お話がありました、体罰が平成と比較して令和になって少しずつ減ってきたというところにつきましては、お話のとおり、教員たちの意識がかなり上がってきているというふうに捉えております。ですが、先ほど申し上げたとおり、引き続きゼロを目指すということでしっかりと取り組んでいきたいと思います。また、ホワイトハラスメントの件もありましたが、やはり部下を育てることが管理職にとっても必要でございますので、ある程度ですが、若い教員にも経験を積ませながら、しっかりやってまいりたいと思います。また、生徒を第一にということでお話がありました、しっかり教員がそれを意識して、一丸となって取り組んでいけるよう、引き続き指導してまいりたいと思っております。

今井委員 資料10ページの体罰等発生件数の推移の表で、小学生の体罰が増えているというところが少し気になりました。学年はここでは示されていないと思いますが、幼稚園、保育園から上がってきて、環境ががらっと変わる子供たちが、

担任の先生に何かを伝えるというのはとても難しく、閉鎖的な空間だと思います。ですので、12ページの対応策の中にあるように、保護者や子供たちが、こういうことがあったという告発ではなく、相談ができるような仕組み作りを是非していただきたいと思います。小学校は市町村だとは思いますが、今現在、何か小学校において、こういう窓口を設けているという良い事例がありましたら教えてください。

酒井県立学校人事課長 まず小学校で体罰が増えているところにつきましては、現状として教員が若いこともあり、その対応策に悩んでおりまして、手を焼いております。しかしながら、少し外れますが、教員同士がしっかりとフォローしながらやっていかなければいけませんので、小学校におきましても、今後もしっかりと指導していきたいと考えております。また、報告、相談につきましては、いわゆる電話など、そういうところの周知をきちんといたしまして、もし保護者がお子さんからそういった話を聞いたときには、即時に通報できるような体制を敷いております。詳しい内容につきましては、小中学校人事課の担当から説明させていただきます。

和泉小中学校人事課管理主幹 補足をさせていただきます。基本的には小学校の場合は、校長が窓口になることが多いです。また、学級担任以外にも学年主任、あるいは養護教諭など、相談しやすい窓口として先生方がたくさん話を聞ける状況下にはございます。また、市町村教育委員会の窓口についてもアナウンスしておりますので、多様な窓口を使って対応させていただいております。また、県教育委員会にも相談窓口がございます。「彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談」というものもございますので、様々なチャンネルを開いて、子供たちが、あるいは保護者が相談しやすいものでやり取りをさせていただいているところでございます。

今井委員 小学校では今、出欠のアプリを使っていると思いますが、そこに担任の先生の連絡だけではなくて、何か困ったときに保護者が連絡できるツールを入れることは必ずできるはずだと思います。朝の時間帯は、多分学校には電話が繋がらないと思います。また、働いている御両親が多いので、夕方また電話しよう

と思っても学校の電話はつながらない。そうなったときに、連絡アプリを上手に活用していただいて、大事になる前にそこに何か連絡が取れるツールを各学校で検討いただけると良いのかなと思います。

酒井県立学校人事課長　今の委員のお話は、義務だけでなく高校も含めて、様々な御事情がある家庭もありますので、なるべくそういうツールを使って把握し、迅速な対応ができるよう、引き続き指導して、活用できるようにしたいと考えております。

小野委員　件数ということに関して、数字それ自体で事象の把握が確実にできるわけではないかもしれませんが、先ほどおっしゃったように、今回に関しては小学校の事例に関して、発生件数の中に一人の教員が複数の案件ということで、今のところ数に上がってきているということですが、これは発覚したときに、3件同時に来ていたのでしょうか。先ほど長期化、深刻化を避けるために、早期対応、早期発見ということをおっしゃっていましたが、長期化していった結果3件というふうになったのか、同時多発的に3件が生じているのか、その辺りの数字の見方というのも、今後の対応に関して、すごく意味が出てくるかなと思いましたので質問させていただきました。差し支えない範囲で構いませんので、御説明いただければと思います。

酒井県立学校人事課長　今調査中でありまして、詳細は申し上げられませんが、一人の教員が複数の児童生徒に対して体罰を行っているという案件でございます。その期間や状況につきましては、小中学校人事課の担当者から説明させていただきます。

和泉小中学校人事課管理主幹　先ほどの御質問の件ですが、同時多発的というよりも、割と期間がありました。詳細は今調査中ですが、要は宿題を提出していない子供たちに対して、これまで注意していたにもかかわらず、改善が見られなかったことに腹を立てて、体罰の様相を呈したという形のものが今上がっているところでございます。詳細は現在調査中でございますので、この後対応してまいりたいと思います。

神山委員　体罰は決して許されないことなので、やはり感情的な指導であったりと

か、高圧的な指導であったりというのは今後も対策をし続けていただきたいと思います。ただ一方で、やはりお子さんたちも非常に指導困難例というか、体罰としては上がってきていないけれども、体罰以外の方法を選ぶことが非常に困難だと教師の方が感じていたり、もしくは思いもあったというか、行動を節制するために、そのような手段が頭をよぎってしまうようなシーンというのが潜在的に現場であるのではないかと推測しております。もちろん、体罰の発生件数を今後減少させていくということが目標になると思いますが、その一方で、潜在的に体罰等が起こり得る恐れがあった事例というのを先生同士で共有していただいて、なかなか指導が難しい生徒さんに対して、どのように体罰によらず指導を行っていくかということも、今後、現場で工夫しながら取り組んでいただきたいと思います。

酒井県立学校人事課長　今、委員からございましたが、こういう場合において、もしかしたら体罰につながるかもしれないということで、先ほど御説明の中にありました「不祥事防止のための心理と行動のワークシート」にも、自分をモニタリングしながら、こういうことを考えていって指導を行っていると体罰につながるかもしれないという事例などもございます。小学校、中学校もそうですが、これを事例として広く活用しながら、先ほど申し上げた当事者意識等も含めて、しっかりと醸成していくように、防止できるように、今後しっかり指導していきたいと考えております。

鈴木委員　9ページの表で、50代、60代の方で懲戒を受けたのはどういう方なんでしょうか。この方は、例えば数年以内に同じような懲戒を受けた経歴があるのでしょうか。

酒井県立学校人事課長　不適切な言動等があったという教員もおりますが、それが体罰として上がってきているわけではありません。今回、内容をよく精査してみますと、やはり御自身がこれまで積み重ねてきた経験則の中で、どうしてもうまくいかず、現在の状況や流れの中でそのような行動に至ってしまったという部分が多いものと捉えております。教員の方からも、今までどおりの指導では難しさを感じているという声もあります。そのような中で、特に50代の教員の方々に

については、以前とは状況が違っていると感じている方がいらっしゃるものと把握しております。

鈴木委員 今伺ったのは、結局 20 代、30 代の方はアンガーマネジメントができていなかったのかなと思います。今おっしゃっていただいたように、50 代、60 代というのは経験則で、昔であればこれは指導、今は行き過ぎだというその辺を御本人が承知しているのかどうか。自分は悪いことをやっているのではないという意識があると、多分また同じことをやってしまうだろうと思います。資料 11 ページにある主な具体例と行動分析で、アンガーマネジメントというところが 50 代、60 代に関しては違和感を覚えます。やはり、50 代、60 代の方には、こういう体罰は、もう今はどういう問題になりますよという形で、指導の仕方を変えたほうがいいのかと思いました。

酒井県立学校人事課長 お話のとおり、先ほど申し上げた若い方の接し方の問題もございますし、現在の 50 代、60 代の方々に対しても、どのような行為が体罰に当たるのかという意識の醸成を含め、繰り返し研修を行うということ为先ほど申し上げました。そうした中で、具体的に「こういうことをしてしまうと体罰につながる」という事例も示しながら、各年代層においてそれぞれが考えられるよう工夫していきたいと思います。

(3) 次回委員会の開催予定について

7 月 23 日（木）午前 10 時

< 非公開会議結果 >

議事

第 66 号議案 埼玉県社会教育委員の任免について

上程

社会教育法及び埼玉県社会教育委員に関する規則の規定に基づき、埼玉県社会教育委員を解嘱するとともに、補欠の委員を委嘱することを決定しました。

第 67 号議案 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

上程

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び埼玉県生涯学

習審議会条例の規定に基づき、埼玉県生涯学習審議会委員を解任するとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第 6 8 号議案 教職員の懲戒処分について

上程

非違行為を行った西部地区の県立高等学校の女性教諭（45歳）に対して、1か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第 6 9 議案 教職員の懲戒処分について

上程

非違行為を行った西部地区の県立特別支援学校の男性教諭（31歳）に対して、1か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。